

「萩観光ガイド制作業務」公募型プロポーザル実施要綱

一般社団法人 萩市観光協会

1. 目 的

この要綱は、萩市観光協会が行う、萩観光ガイド制作業務を委託する者を決定するための公募について、必要な事項を定める。

2. 企画提案の業務概要

現在、萩市では観光情報を網羅したパンフレット「萩観光ガイド」（萩市発行）を発行している。今回のリニューアルは、来萩される観光客の皆様により分かり易く効果的な情報提供を行うとともに、コスト削減と稼げるガイドブックの作成を目指すものとする。そのための企画を提案し、その提案の導入や実施、制作納品までを一括して行う。

（１）業務名

萩観光ガイド制作業務

（２）業務内容

①萩観光ガイド作成

②地域が稼げる観光ガイド作成への提案及び実施

（３）任意提案項目

上記の必須提案項目の他、萩観光ガイド制作あたって、有益な案があれば発注者に提案すること。

（４）契約期間

契約の日から令和8年3月31日(火)

（５）萩観光ガイドの仕様

ア A4版 両面フルカラー 8ページ程度

イ 数量 10,000部

（６）予定金額

総額 500,000円

（消費税及び地方消費税、諸経費含む。また、納品等にかかる費用含む。）

提案価格見積書の提出にあたっては、上記の上限額の範囲内において価格を算出すること。見積金額が公告に記載する提案価格の上限額を超える場合については、評価の対象としないため注意すること。

（７）デザインデータの納入

制作した「萩観光ガイド」に係る電子データ（CD-ROM等）をあわせて提出すること。

電子データの形式は、Adobe社製 Mac illustrator に対応できるものであること。

（８）納期

令和8年2月27日（金）

3. プロポーザルの方式

公募型／書類審査のみ

4. 参加資格

プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 萩市観光協会正会員であること。
- (1) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (2) 代表者が被補助人等制限行為能力者又は破産者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋等)に属する者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団との密接交際者を含む)でないこと。

5. スケジュール

- (1) 参加表明書提出先及び提出期限

提出先 〒758-0041 山口県萩市江向 602 萩市観光協会 担当：世良

提出期限 令和7年12月10日(水) 正午必着

- (2) 企画提案書提出先及び提出期限

提出先 〒758-0041 山口県萩市江向 602 萩市観光協会 担当：世良

提出期限 令和7年12月19日(金) 正午必着

- (3) 提出書類

参加表明書(別紙)

ア 別紙参加表明書 1部

企画提案書(A4サイズ用紙5枚まで)

ア 体裁 A4サイズ

イ 部数 5部

ウ 内容 企画の提案と納期までのスケジュール

会社概要及びこれまでの実績が分かるもの(任意様式)

ア 体裁 A4サイズ

イ 部数 5部

図案見本

ア 体裁 A4サイズ

イ 部数 1部

経費見積書(任意様式) 1部

ア 見積書は、初回制作分その他、追加発注の際の単価(最少部数)を別途に提案すること

- (4) 提出方法

上記提出書類は、持参又は郵送により提出

6. 質問事項について

企画提案に関する質問については、下記のとおり電子メールにより行うこと。受付した質問の回答については、質問者を伏せた形で企画提案書を提出した全ての事業者に電子メールにより通知する。ただし、公平性が確保されない恐れがある場合を除く。

ア 質問事項提出先

萩市観光協会 電子メールアドレス(info@hagishi.com)

イ 質問事項提出期限 令和7年12月10日(水) 正午まで

ウ 質問回答日 令和7年12月12日(金)

7. 審査について

「萩観光ガイド業務に係る選定委員会」において、企画提案の内容、業務にかかる経費等について、総合的に評価し、次の通り選定する。

(1) 審査方法

提案された企画提案書等に基づいて、選定委員会による審査を行い、委員全員の評価が最も高い企画提案を行った事業者を当該契約の相手方として決定する。

(2) 審査予定日

令和8年1月上旬

(3) その他

- ① 審査結果については、審査終了後に企画提案者全てに書面を後日発送する。
- ② 審査結果に対して、異議を申し立てることはできないものとする。
- ③ 審査において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、その提案者は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - ウ 本実施要綱及び関係法令において違反した場合

8. その他

- ・提案に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- ・企画提案書等の提出書類の内容は、明瞭でわかりやすいものであること。
- ・提出されたすべての書類は、業者選定以外の目的には使用しない。
- ・提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- ・提出された提案内容については、一切開示しない。
- ・提案書を受理した後、提出期限を過ぎてからの提案の追加、修正は認めないものとする。
- ・軽微な修正等に掛かる経費に関しては契約時に双方確認の上進めること。